

農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農業公社経由になります！



農業公社を活用すると 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農業公社から確実に振り込まれる
- 貸した農地は貸付期間終了後に返却されるため、借り手に貸したままの状態にならない

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受けできる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、複数の賃料支払や契約事務を農業公社が一本にまとめてくれる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。
☆制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

ご相談はお近くの**農業公社・市町村・農業委員会**まで！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構/農業公社

検索



熊本県農業公社

Tel：096-213-1237

長洲町農林水産課
農林政策係

Tel：0968-78-3265

長洲町農業委員会

Tel：0968-78-3272